

第18回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和5年5月25日(木)において午後1時半から南越前町役場別館第1会議室にて、第18回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 現況証明申請について

議案第3号 南越前町農用地利用集積計画の決定について

<その他>

令和4年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の報告

熱中症予防について

出席委員 8名		欠席委員 2名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	川崎 藤次	1	
2	西川 勝一	2	
3	桂 慶一郎	3	
4	岩寄 和実	4	
5		5	植村 功吉
6	朝倉 勇二	6	
7	石山 清孝	7	
8		8	田嶋 秀夫
9	小不動 勝史	9	
10	惣次 健一	10	
事務局長	初一 剛		
書記	用田 さおり		

議事録署名委員

6番 朝倉 勇二

7番 石山 清孝

<b>【開会】 午後 1 時 30 分</b>	
事務局長	皆さまお揃いですので、ただ今から第 18 回南越前町農業委員会総会を開催いたします。 会議に入る前ですが、(事務局長就任あいさつ) では引き続き総会の開会にあたりまして、惣次会長よりご挨拶をお願いいたします。
<b>【会長あいさつ】</b>	
惣次会長 ※以下議長	挨拶
<b>【議事録署名委員の指名】</b>	
事務局長	ありがとうございました。 本日は、植村委員さん、田嶋委員さんから欠席のご連絡をいただいておりますが、農業委員会等に関する法律第 27 号第 3 項の規定により、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本日の議事録署名委員でございますが、6 番 朝倉委員さんと 7 番 石山委員さんをお願いしたいと思っております。次回の総会開催日に議事録への署名・押印をお願いしたいと思っております。 それでは、南越前町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は惣次会長をお願いいたします。
<b>【議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について】</b>	
議長	はい。それでは議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、ご説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。 申請人は委託を受けた越前市の行政書士 ●●さんで、譲受人は、南越前町湯尾にお住いの●●さん、譲渡人は同じく湯尾にお住いの●●さんです。申請地は湯尾●●の田 2,019 m <sup>2</sup> のうち、必要な面積のみ 445.81 m <sup>2</sup> を所有権移転して住宅を建築するための転用申請でございます。 転用にあたり、隣接農地への被害防止策といたしまして、土留めを設置するとともに、西側隣接地から 1.8m 離れて建築します。またガス、湧水、粉塵、捨石、鉱煙等による被害の恐れもありません。取水は上水道を使用し、排水は、農業集落排水を使用し、雨水は自然流化により道路側溝に放流します。またこの申請に際し、隣接農地所有者等の同意も得ています。 位置につきましては、2 ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が全体の農地で、その次の 3 ページ黄色で囲っているところが申請箇所です。4 ページは現地確認の様子です。では、許可する上での判断について説明いたします。5 ページをご覧ください。 こちらの農地区分は、資料の立地基準 (D) 第 3 種農地の要件イの①②に該当することから第 3 種農地と判断されます。第 3 種農地につきましては、原則許可できることとなっております右側の一般基準の判断については、該当するものはございません。また、農地の周りに水路がありますが、こちらについては、資料 6 ページを確認いただけますか。今庄改良区へ連絡調整済で了解を得ておりますし、地図の北を上にしていただいて、その東側に小さく橋新設と書かれている赤く囲っている部分がありますが、そこに水路を跨ぐ橋を架ける予定のようです。その橋を架ける許可も総務課にて手続きを行う予定でございます。 以上で、説明を終わります。

議長	はい、ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありました案件でございますが、現地確認の報告を小不動産委員さんお願いします。
小不動産委員	はい、報告いたします。 先週5月16日に惣次会長、私、事務局の初一課長、用田さんの4名で現地確認を行いました。申請地は、湯尾保育所、郵便局、湯尾生活改善センター近くで、住宅が立ち並んでおります。いびつな形状の農地で、西側は、畑として利用していましたが、今回申請している東側の場所は、写真のとおり不耕作地でした。関係機関への了解も得ているようですし、許可する上で、問題はないと判断できます。 以上よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および小不動産委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。 <b>(「異議なし」の声)</b> 無いようでございますので、採決いたします。 議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 <b>(全員挙手)</b> 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。
<b>【議案第2号 現況証明申請についてについて】</b>	
議長	次に、議案第2号「現況証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、ご説明いたします。 資料7ページをご覧ください。 申請人は、南越前町中小屋にお住いの●●さんです。申請地は中小屋●●、●●、●●の3筆で、面積は、それぞれ264㎡、178㎡、971㎡でございます。 位置につきましては、8.9.10ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。11.12.13ページの写真は現地確認の様子です。 申請地●●は、●●から西側の農地の山側の場所で、現況は木が植えられていました。●●は、中小屋集落をすぎた奥にある農地の入口付近の山肌で木が植えてありました。●●は、中小屋集落をすぎた奥の農地の一番奥になるところで、柿の木が植えてある先の山肌でした。いずれも植樹されており、現況山林となっております。 確認しましたどの場所においても木が生い茂り、農地としての利用は難しく、申請者も今後農地としての利用予定はないことから、現況にあった地目に変更したいというものです。 以上で、説明を終わります。
議長	はい、ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を小不動産委員さんお願いします。
小不動産委員	はい、報告いたします。 先ほど同様に4人で現地確認を行いました。 申請地は、3筆とも木が植樹され随分と月日が経っている場所で、ここを農地へすることは難しく、現況証明申請については、農地ではないとして問題ないと判断いたします。 以上です。よろしく願いいたします。

議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および小不動産委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。</p>
<b>【議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について】</b>	
議長	<p>次に、議案第3号「南越前町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。資料14.15ページをご覧ください。</p> <p>南越前町長より令和5年5月18日付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により南越前町農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>利用権設定日は令和5年6月1日です。</p> <p>16ページをご覧ください。新規で利用権設定される計画の農地面積は39,824.50㎡、貸し手は14名で借り手は8名、筆数は全部で35筆です。また再設定される計画の農地面積は、183,626.57㎡で貸し手は59名で借り手は21名、筆数は全部で101筆です。</p> <p>17～19ページは、所有者耕作者等の詳細となっております。令和5年5月26日に公告する予定です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。この件について、発言のある方は挙手願います。</p>
川崎委員	<p>一つお聞きするが、農地の集積をするときに、どのように勧めているのか？国が言っているように、農地の集約化を図っているのか？</p> <p>農地を転々バラバラで集積をしているのか？それとも隣を耕作している担い手に貸すようにしているのか。</p>
事務局	<p>この契約は、町の相対契約で、最長6年です。この契約期間が満了する頃に、所有者耕作者に今後の契約をどのようにされますか？と通知を送り、そのまま再設定する契約がほとんどです。農地の契約は、公社の澤崎さんが間に入って行ってくれており、所有者が、貸したいと要望があれば、地区の担い手を澤崎さんが探しています。</p>
川崎委員	<p>それはそれでいいのだけど、Aという農地があつて、その横にBという農地の利用権を設定するときには、Aと同じ耕作者に貸すということをしているのかどうか？</p>
事務局	<p>それはやっていません。ただ、今令和6年度中に地域計画の策定が法定化されましたので、その計画を作っていくとき、各集約で話し合いをし、農地の集積集約を進めていくようになっています。</p>
川崎委員	<p>Aという農地があつて、隣のBという農地があつて、ABは、同じ耕作者にしてもらおうといううな、まとめるというか、農地を集約して利用権を設定しているのかどうか？</p>
事務局	<p>誰も耕作者が決まっていない場合は、もちろん近くを耕作している担い手をお願いしていますが、所有者の思いもあり、現実的には、そうならない。所有者と耕作者の今までのつきあいで決まっていることがほとんどですね。</p>

川崎委員	また公社の澤崎さんがどのように利用権設定を行っているのか聞いておいてください。
事務局	了解しました。
議長	<p>その他に質問はありませんか？</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p>
<b>【その他について】</b>	
議長	続きまして、その他に移ります。次第にあります令和4年度目標及びその達成に向けた活動の点検、評価の報告および熱中症予防について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>はい。説明させていただきます。</p> <p>令和4年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の報告について、別に資料があると思いますのでご確認ください。これは令和4年度のはじめに南越前町で目標を掲げたものが、どれくらい達成できたのかという点検、評価でございます。一枚めくっていただいて左側の集積目標ですが、756haを目標に対し、実績は715haでした。8月の豪雨により、災害にあった農地について、利用権の設定ができなかったことが、大きな要因です。それから右に移っていただき、新規参入者について目標1経営体を目指しておりましたが、達成できませんでした。しかし来年に向けた相談なども受けており、令和5年には、新規参入者が入る予定でございます。まためくっていただき左側遊休農地に関する措置ですが、委員の皆様、遊休農地のパトロールや報告等ありがとうございました。令和4年度解消目標0.134haは、目標達成できました。あとの細かい説明は省かせていただき、お手元の資料でご確認ください。</p> <p>それから、熱中症予防のチラシですが、カラーで別に用意しております。まだ5月ですが、真夏日になる日もあり、南越前町では一人での農作業されている方もたくさんおられますので、委員の皆様も見かけたら水分補給しているかなど声をかけ、熱中症予防をお願いいたします。そのほかの説明は以上です。</p>
議長	農地パトロールはいつになるのか？
事務局	7月頃になると思います。委員の改選があるため、今回の農地パトロールは、8月1日に入れ替わる新しい委員さんをお願いすることになると思います。
西川委員	一つお願いがあるのですが。日野川の河川敷の中にある農地は、現況は川ですが、こういった集計の農地の中には含まれているのか？
事務局	農地として登記されているのであれば、数値として集計にも含まれています。
西川委員	そうすると遊休農地にも含まれてしまうのか。
事務局	いえ。遊休農地は農地を直接確認してカウントしていますので、河川敷の中を遊休農地には含んでいません。
西川委員	川の中の農地は、南越前町の図面からだけでも農地から外していただきたい。

事務局長	集計は1筆毎の積み上げなのだろうから、地番を教えていただければ、外すことはできるのではないか？
事務局	地番が分かれば、農地から外すことはできます。
西川委員	日本全国公表されている図面からだけでも抹消してほしいと思います。●●市は日野川の中に農地がたくさん入っているはずなのに図面には載っていない。
事務局長	意図的に場所を確認して外すことは、できると思います。 一度調整してみます。
議長	はい。ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、何か質問はございませんか。無いようでしたら、次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いします。
<b>【次回農業委員会開催日について】</b>	
事務局長	次回農業委員会の日程でございますが、事務局案といたしましては、7月26日（水）午後1時30分からと考えておりますが、いかがでしょうか。 （意見なし） それでは次回は7月26日（水）午後1時30分から、役場別館第6会議室で予定しております。次回の開催通知、農地の現地調査の日程につきましては、改めて通知させていただきます。よろしく願いいたします。 以上をもちまして、第18回南越前町農業委員会総会を終了いたします。 閉会にあたりまして、川崎会長職務代理者よりご挨拶をお願いします。
川崎会長職務代理者	東西大道で、担い手が3人リタイアされまして、また他の担い手が行っていますが、その中で、草刈りは、所有者耕作者どちらがするのか？と相談を受けています。 次回は、この体制委員で最後になります。皆様元気にお揃いで顔を出していただきたいと思っております。本日は、お疲れ様でございました。
<b>【閉会】 午後2時10分</b>	